

機体認証申請の提出書類を 判別する簡易フロー図

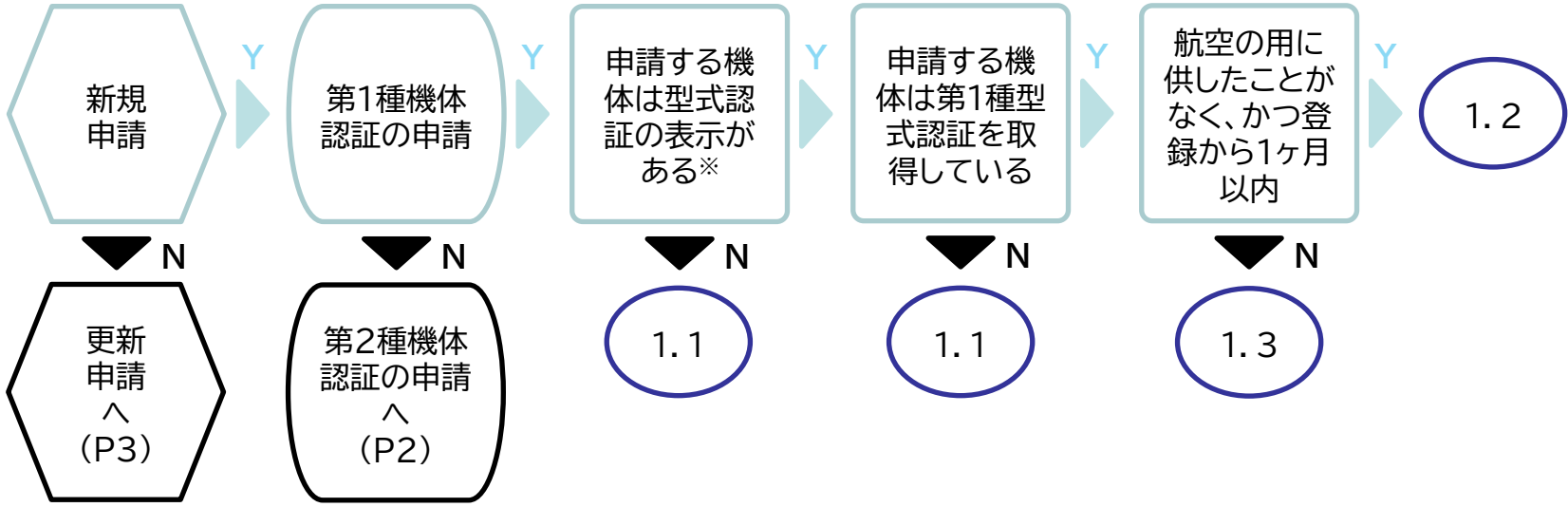
本資料は参考資料です

申請の際には、機体認証制度の関連通達・告示
に関する各種資料を必ず確認してください

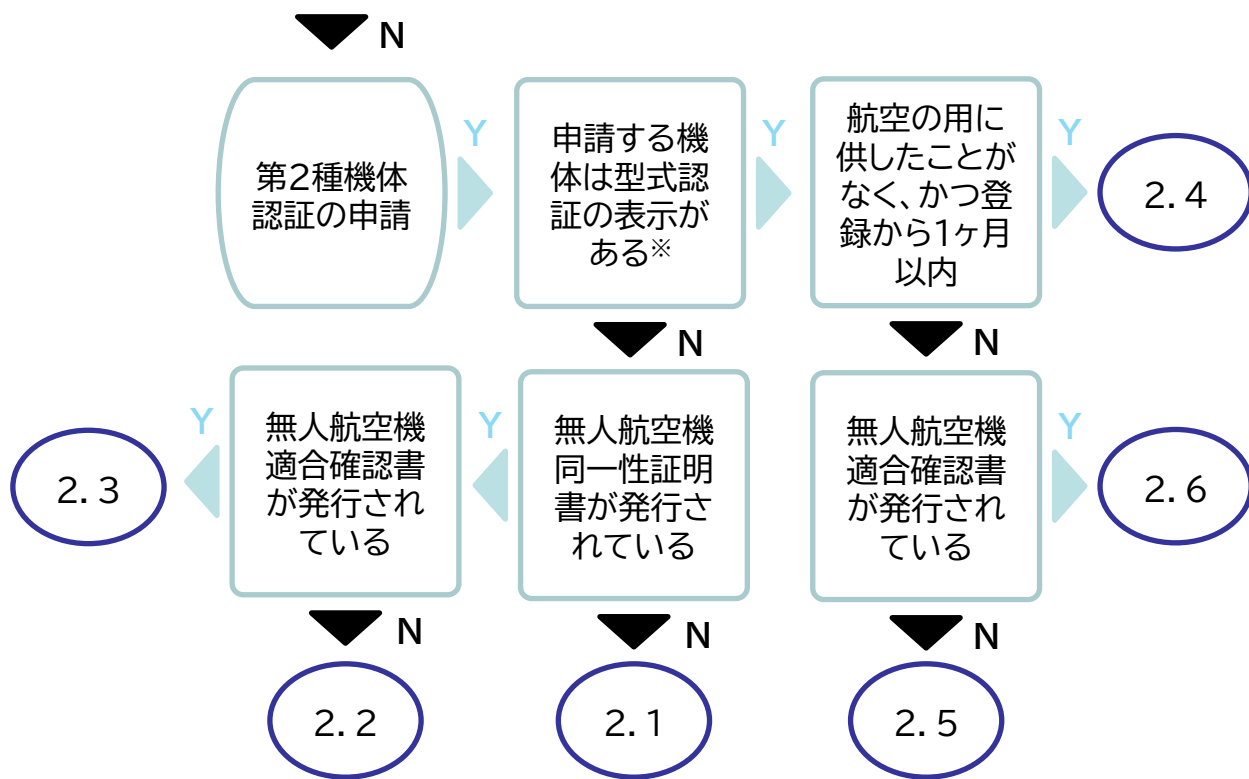
機体認証申請の提出書類区分フロー図

YES ▶ NO ▶

提出書類区分の番号 **X. X**



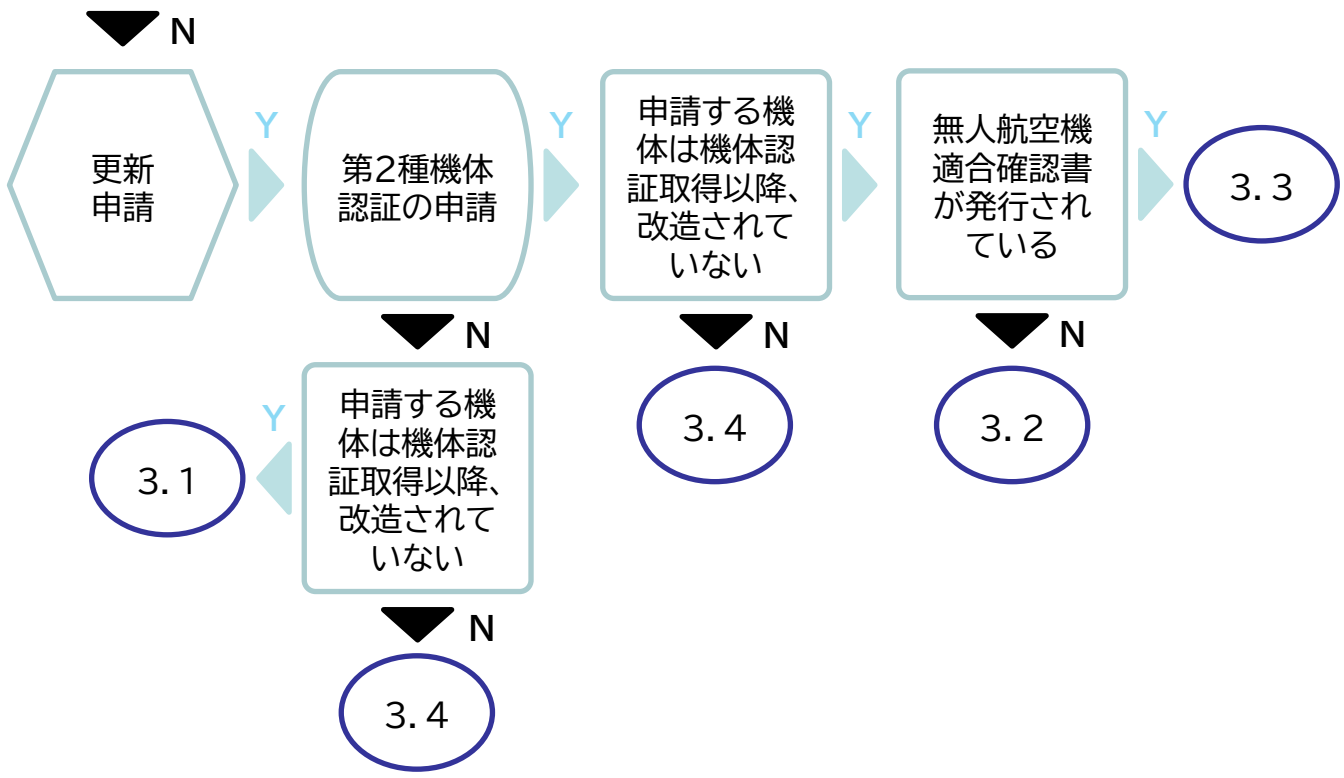
※型式認証を取得しているモデルであっても、当該モデルが型式認証を取得する前に出荷された機体は型式認証未取得機となります。お手元の機体が型式認証を取得しているかどうかは、機体に型式認証の表示があるかどうかをご確認ください。(型式認証の表示の詳細については、機体メーカーにご確認ください。)



※型式認証を取得しているモデルであっても、当該モデルが型式認証を取得する前に出荷された機体は型式認証未取得機となります。お手元の機体が型式認証を取得しているかどうかは、機体に型式認証の表示があるかどうかをご確認ください。(型式認証の表示の詳細については、機体メーカーにご確認ください。)

YES ► NO ►

提出書類区分の番号 **X.X**



提出書類区分 <第1種機体認証 新規申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	提出の時期	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
				(記載がないものは申請時)		
1.1	型式認証 未取得 または 第2種型式認証 あり	新品 または 中古	・設計計画書	設計の初期	国	6-1(1)
			・設計書 ・設計図面 ・部品表 ・製造計画書	製造着手前		
			・無人航空機飛行規程 ・無人航空機整備手順書 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類	現状検査実施前		
1.2	第1種型式認証 あり	新品	・型式認証の表示*を写した写真(鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたものであること。 * 型式認証の表示とは、無人航空機の型式認証書番号、無人航空機の型式及び無人航空機の製造番号。		国	6-1(6)
1.3		中古	・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機現状報告書		国	6-1(4)

整備改造の記録及び総飛行時間：飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類
 重量及び重心位置に関する書類：機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類

提出書類区分 <第2種機体認証 新規申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	提出の時期	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
				(記載がないものは申請時)		
2.1	型式認証 未取得	新品 または 中古	・設計計画書	設計の初期	国	6-1(1)
			・設計書 ・設計図面 ・部品表 ・製造計画書	製造着手前		
			・無人航空機飛行規程 ・無人航空機整備手順書 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類	現状検査実施前		
2.2	型式認証 未取得 無人航空機同一性証明書 あり 無人航空機適合確認書 なし	新品 または 中古	・無人航空機同一性証明書 ・無人航空機飛行規程 ・無人航空機整備手順書 ・整備改造の記録及び総飛行時間(中古に限る) ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機現状報告書		原則、登録検査機関	6-1(2)
2.3	型式認証 未取得 無人航空機同一性証明書 あり 無人航空機適合確認書 あり	新品 または 中古	・無人航空機同一性証明書 ・無人航空機適合確認書 ・無人航空機現状報告書		原則、登録検査機関	6-1(3)

※DIPS申請時の
注意点を要確認

※DIPS申請時の
注意点を要確認

整備改造の記録及び総飛行時間：飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類
 重量及び重心位置に関する書類：機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類
 無人航空機同一性証明書：型式認証を受けていない無人航空機であって、その設計及び製造過程が第2種型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを当該型式に係る型式認証等保有者が証明した書類
 無人航空機適合確認書：無人航空機が安全基準に適合することを製造者等が確認したことを証明する書類であり、様式2によるもの
 無人航空機適合確認書が発行された日から30日以内に申請をする必要がある

提出書類区分 <第2種機体認証 新規申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
			提出の時期 (記載がないものは申請時)		
2.4	型式認証あり	新品	<ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の表示*を写した写真(鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたものであること。) * 型式認証の表示とは、無人航空機の型式認証書番号、無人航空機の型式及び無人航空機の製造番号。 	原則、登録検査機関	6-1(7)
2.5	型式認証あり 無人航空機適合確認書なし	中古	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機現状報告書 	原則、登録検査機関	6-1(4)
2.6	型式認証あり 無人航空機適合確認書あり	中古	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機適合確認書 ・無人航空機現状報告書 	原則、登録検査機関	6-1(5)

※必要書類を添付する項目については **DIPS申請時の注意点** を要確認

整備改造の記録及び総飛行時間：飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類

重量及び重心位置に関する書類：機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類

無人航空機適合確認書：無人航空機が安全基準に適合することを製造者等が確認したことを証明する書類であり、様式2によるもの

無人航空機適合確認書が発行された日から30日以内に申請をする必要がある

提出書類区分 <更新申請>

番号	認証の有無	機体の区分	必要書類	検査機関	申請区分の項目 (通達「無人航空機の検査に関する一般方針」参照)
3.1	第1種機体認証 あり	機体認証取得以降、改造されていない機体	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機現状報告書 ・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録 	国	6-2(1)
3.2	第2種機体認証 あり 無人航空機適合確認書 なし	機体認証取得以降、改造されていない機体	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機飛行規程 ・整備改造の記録(日常点検記録を除く)及び総飛行時間 ・重量及び重心位置に関する書類 ・無人航空機現状報告書 ・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録 	原則、登録検査機関	6-2(1)
3.3	第2種機体認証 あり 無人航空機適合確認書 あり	機体認証取得以降、改造されていない機体	<ul style="list-style-type: none"> ・無人航空機適合確認書 ・無人航空機現状報告書 ・型式認証の変更承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録 	原則、登録検査機関	6-2(2)
3.4	第1種機体認証 あり または 第2種機体認証 あり	機体認証取得以降、改造された機体	2. 1に準ずる	国	6-2(3)

※機体認証の有効期間満了後も継続して機体認証を受けたい場合、遅くとも有効期間満了日の1ヶ月前までに更新申請を行うこと。
 例)有効期間が「令和4年12月2日から令和7年12月1日まで」の第2種機体認証の場合
 更新後の有効期間を「令和7年12月2日から令和10年12月1日」としたい場合は令和7年11月1日までに更新申請を行う。

※必要書類を添付する項目については **DIPS申請時の注意点** を要確認

整備改造の記録及び総飛行時間：飛行記録、日常点検記録、点検整備記録等が記載された書類
 重量及び重心位置に関する書類：機体の自重及び重心位置、装備品等の名称・重量及び重心位置、燃料タンクの使用可能量及び重心位置(発動機装備機に限る)等が記載された書類
 無人航空機適合確認書：無人航空機が安全基準に適合することを製造者等が確認したことを証明する書類であり、様式2によるもの
 無人航空機適合確認書が発行された日から30日以内に申請をする必要がある

※DIPS申請時の注意点(同一性証明済み機関連)

無人航空機同一性証明書が発行されている機体(同一性証明済み機)の機体認証の申請をする場合は以下を留意すること。
申請方法の詳細についてはDIPS2.0の操作マニュアルを確認すること。

- 同一性証明済み機は、本来「型式未認証の機体」であるものの、DIPS2.0の都合上、「型式認証済みの機体」を選択して申請手続きを進める
- その後、申請したい機体を選択して「本人確認へ進む」を押下すると、以下のメッセージが出てくるが、「はい」を押下して手続きを進める

確認メッセージ

入力された型式認証番号に紐づく「型式名」と、選択された機体の「型式」が一致しません。
入力された型式認証番号または選択された機体が誤っている可能性があります。
入力内容および選択内容を再確認し、問題なければ「はい」を押下し次へ進んでください。

はい

いいえ

必要書類を添付する項目について

(2.2及び2.3共通)

- 無人航空機同一性証明書
「無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類」の項目に添付
- 無人航空機現状報告書
「上記以外の参考事項を記載した書類」の項目に添付

(2.3のみ該当)

- 無人航空機適合確認書
「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備有無」の項目で「有」を選択し、その下の「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備記録資料」の項目に添付
※発行されてから30日以内であること

(2.2のみ該当)

- 無人航空機飛行規程
「無人航空機飛行規程」の項目に添付
- 整備改造の記録及び総飛行時間(中古に限る)
「整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類(航空の用に供した無人航空機に限る)」の項目に添付
- 重量及び重心位置に関する書類
この書類は無人航空機飛行規程に含まれていることが多いため、上記で無人航空機飛行規程を添付していればこの項目への添付は不要
- 無人航空機整備手順書
上記のとおり使用していない「重量及び重心位置に関する書類」の項目に添付
この項目を使用している場合は、「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備有無」の項目で「有」を選択し、その下の「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備記録資料」の項目に添付